

○長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則

平成25年 3月29日

長崎県規則第19号

改正 平成27年 3月31日規則第21号の4

平成30年 3月30日規則第22号の4

令和 3年 3月26日規則第36号の2

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護（第15条—第22条）

第4章 介護予防訪問看護（第23条—第27条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第27条の2—第31条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導（第32条—第36条）

第7章 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション（第48条—第53条）

第9章 介護予防短期入所生活介護（第54条—第72条）

第10章 介護予防短期入所療養介護（第73条—第87条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護（第88条—第99条）

第12章 介護予防福祉用具貸与（第100条—第108条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売（第109条—第114条）

第14章 雑則（第115条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 削除

第3条から第14条まで 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

（従業者の基準）

第15条 条例第49条第2項に規定する規則で定める指定介護予防訪問入浴介護事業者が当該指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき介護予防訪問入浴介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

（2） 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号。以下「居宅条例」という。）第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（居宅条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第49条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（電子的方法）

第15条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第51条の2第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 次項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

2 条例第51条の2第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(利用料等の受領)

第16条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要した交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(利用者に関する市町村への通知の要件)

第16条の2 条例第52条の3の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 利用者が正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第17条 条例第55条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項
(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

第17条の2 条例第55条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3規則36の2・追加)

(虐待の防止)

第17条の3 条例第55条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則36の2・追加)

(記録の整備)

第18条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

第19条 削除

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第20条 条例第59条に規定する規則で定める指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることのできることを。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用すること。

(基準該当介護予防訪問入浴介護に係る従業者の基準)

第21条 条例第60条第2項に規定する規則で定める基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき介護予防訪問入浴介護従業者の員数の基準は、

次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 1以上

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（居宅条例第60条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第22条 第15条の2、第16条から第18条まで及び第20条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第63条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第63条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第63条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条中「第52条第3項」とあるのは「第63条において準用する条例第52条第3項」と、第16条の2中「条例第52条の3」とあるのは「第63条において準用する条例第52条の3」と、第17条中「第55条」とあるのは「第63条において準用する条例第55条」と、第18条中「第56条第2項」とあるのは「第63条において準用する条例第56条第2項」と、「第57条」とあるのは「第63条」と、第20条中「第59条」とあるのは「第63条において準用する条例第59条」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

（看護師等の基準）

第23条 条例第65条第2項に規定する規則で定める指定介護予防訪問看護事業者が当該指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数の基準は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ定める数
 - ア 看護職員 常勤換算方法で、2.5以上となる員数
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- (2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（居宅条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（居宅条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第65条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- （運営規程）

第24条 条例第73条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
 - （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - （3） 営業日及び営業時間
 - （4） 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
 - （5） 通常の事業の実施地域
 - （6） 緊急時等における対応方法
 - （7） 虐待の防止のための措置に関する事項
 - （8） その他運営に関する重要事項
- （令3規則36の2・一部改正）

（記録の整備）

第25条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- （2） 第27条第1項第2号に規定する介護予防訪問看護計画書
- （3） 第27条第1項第11号に規定する介護予防訪問看護報告書
- （4） 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- （5） 条例第75条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- （6） 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- （7） 条例第75条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（準用）

第26条 第15条の2及び第16条の2の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは

「第75条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第75条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第75条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第75条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第27条 条例第77条に規定する規則で定める指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。
- (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。
- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、

当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。

(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。

(13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出すること。

2 前項（第13号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

3 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第1項第2号から第6号まで及び第10号から第13号まで並びに前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

4 前項の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

（従業者の基準）

第27条の2 条例第80条第2項に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

（運営規程）

第28条 条例第83条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(記録の整備)

第29条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(準用)

第30条 第15条の2及び第16条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第85条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第85条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第85条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以

下「法」という。)第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第52条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項（第13号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（令3規則36の2・一部改正）

第6章 介護予防居宅療養管理指導

（従業者の基準）

第32条 条例第89条第2項に規定する規則で定める指定介護予防居宅療養管理指導事業者が当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき介護予防居宅療養管理指導従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれに定める数
- ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師 1 以上

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（居宅条例第91条に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（居宅条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第91条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営規程）

第33条 条例第92条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

（令 3 規則36の 2 ・一部改正）

（記録の整備）

第34条 条例第93条第 2 項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第52条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第55条の 8 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第55条の10第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（準用）

第35条 第15条の 2 及び第16条の 2 の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第15条の 2 第 1 項中「第51条の 2 第 2 項の規定により同条第 1 項」と

あるのは「第94条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第94条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第94条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第94条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第36条 条例第96条に規定する規則で定める医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 条例第96条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
 - (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
 - (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 3 条例第96条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(令3規則36の2・一部改正)

第7章 削除

第37条から第47条まで 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

(従業者の基準)

第48条 条例第118条第2項に規定する規則で定める指定介護予防通所リハビリテーション事業者が当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき介護予防通所リハビリテーション従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（居宅条例第137条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（居宅条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この条において同じ。）の数が10以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10以下の場合、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は利用者の数が10を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（居宅条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（居宅条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第137条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第48条の2 条例第119条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18

年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。)第118条の2第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(運営規程)

第49条 条例第121条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

第49条の2 条例第122条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3規則36の2・追加)

(記録の整備)

第50条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画

- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(準用)

第51条 第15条の2及び第16条の2の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第124条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第124条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第124条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第124条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第52条 条例第126条に規定する規則で定める指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション介護を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この条及び次条において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
 - (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第31条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。
 - (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
 - (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - (9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
 - (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
 - (12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- 2 前項（第12号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第53条 条例第127条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、条例第128条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

第9章 介護予防短期入所生活介護

(従業者の基準)

第54条 条例第130条第2項に規定する規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者が当該介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(設備及び備品等の基準)

第55条 条例第133条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することと

する。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第121条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第121条の4第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災のときの円滑な避難が可能なものであること。

第56条 条例第133条第6項に規定する規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(利用料等の受領)

第57条 条例第136条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第135条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第135条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第135条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とす

る。

(運営規程)

第58条 条例第139条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（条例第130条第3項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第59条 条例第140条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第130条第3項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(衛生管理等)

第59条の2 条例第140条の2第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に

対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令 3 規則36の 2 ・追加)

(記録の整備)

第60条 条例第142条第 2 項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 条例第143条において準用する条例第51条の13第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第137条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第143条において準用する条例第52条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第55条の 8 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第143条において準用する条例第55条の10第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(準用)

第61条 第16条の 2 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第52条の 3」とあるのは「第143条において準用する条例第52条の 3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第62条 条例第145条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
 - (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。
 - (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
 - (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る設備及び備品等の基準)

第63条 条例第154条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第121条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第121条の4第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第154条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑

な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災のときの円滑な避難が可能なものであること。

第64条 条例第154条第6項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第68条において同じ。）の数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備及び便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(令3規則36の2・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料等の受領)

第65条 条例第156条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第155条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第155条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（基準省令第155条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第156条第4項の規則で定める費用は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る運営規程)

第66条 条例第157条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(条例第130条第3項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(条例第130条第3項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(令3規則36の2・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る勤務体制の確保等)

第67条 条例第158条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第68条 条例第159条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第130条第3項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第69条 第60条から第62条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第60条中「第142条第2項」とあるのは「第160条において準用する条例第142条第2項」と、同条第1項第2号及び第4号から第6号まで並びに第61条中「第143

条」とあるのは「第160条において準用する条例第143条」と、第60条第3号中「第137条第2項」とあるのは「第160条において準用する条例第137条第2項」と、第62条中「第145条」とあるのは「第165条において準用する条例第145条」と読み替えるものとする。

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第69条の2 条例第165条の2の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（次号において「指定短期入所事業所」という。）の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第69条の3 第16条の2、第57条、第58条、第59条第2号、第60条及び第62条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第165条の3において準用する条例第52条の3」と、第57条第1項中「第136条第3項」とあるのは「第165条の3において準用する条例第136条第3項」と、同条第3項中「第136条第4項」とあるのは「第165条の3において準用する条例第136条第4項」と、第58条中「第139条」とあるのは「第165条の3において準用する条例第139条」と、第59条中「第140条」とあるのは「第165条の3において準用する条例第140条」と、第60条中「第142条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する条例第142条第2項」と、同条第2号及び第4号から第6号までの規定中「第143条」とあるのは「第165条の3」と、同条第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する条例第137条第2項」と、第62条中「第145条」とあるのは「第165条の3において準用する条例第145条」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護に係る従業者の基準)

第70条 条例第167条第2項に規定する規則で定める基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が

当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（居宅条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第183条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基準該当介護予防短期入所生活介護に係る設備及び備品等の基準）

第71条 条例第170条第2項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者一人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所及び洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(準用)

第72条 第16条の2、第57条から第60条まで及び第62条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第172条において準用する条例第52条の3」と、第57条第1項中「第136条第3項」とあるのは「第172条において準用する条例第136条第3項」と、同条第3項中「第136条第4項」とあるのは「第172条において準用する条例第136条第4項」と、第58条中「第139条」とあるのは「第172条において準用する条例第139条」と、第59条中「第140条」とあるのは「第172条において準用する条例第140条」と、同条第1号中「第130条第3項」とあるのは「第172条において準用する条例第130条第3項」と、第60条中「第142条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第142条第2項」と、同条第2号及び第4号から第6号までの規定中「第143条」とあるのは「第172条において準用する条例第143条」と、同条第3号中「第137条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第137条第2項」と、第62条中「第145条」とあるのは「第172条において準用する条例第145条」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

(従業者の基準)

第73条 条例第174条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この条から第86条までにおいて同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（居宅条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第77条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1以上配置していること。
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護

職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第190条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準)

第74条 条例第175条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に掲げる要件に適合すること。
- ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- イ 浴室を有すること。
- ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として

必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第82条第1項第5号及び第86条第3号において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第191条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第75条 条例第177条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- （1） 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- （2） 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- （3） 基準省令第190条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- （4） 基準省令第190条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- （5） 送迎に要する費用（基準省令第190条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- （6） 理美容代
- （7） 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち

ち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第190条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第177条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
(運営規程)

第76条 条例第179条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(指定介護予防短期入所療養介護の利用定員)

第77条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第78条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
 - (2) 条例第182条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 条例第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 条例第182条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 条例第182条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 条例第182条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (準用)

第79条 第16条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第52条の3」とあるのは「第182条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第80条 条例第184条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

第81条 条例第185条に規定する規則で定める医師の診療の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第198条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第198条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る設備の基準)

第82条 条例第192条に規定する規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。

- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
 - (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第207条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（居宅条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第207条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料等の受領）

第83条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短

期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額を限度とする。)

(3) 基準省令第206条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第206条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(基準省令第206条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る運営規程)

第84条 条例第194条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

(5) 施設利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る勤務体制の確保等)

第85条 条例第195条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第86条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第87条 第78条及び第79条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第78条中「第181条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第181条第2項」と、同条第2号及び第4号から第6号まで並びに第79条中「第182条」とあるのは「第197条において準用する条例第182条」と、第78条第3号中「第178条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第178条第2項」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者の基準)

第88条 条例第204条第2項に規定する規則で定める指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が当該指定介護予防特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次のいずれにも該当する員数

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以

上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（居宅条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（居宅条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たす数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（設備の基準）

第89条 条例第206条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第206条第4項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 介護居室 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(利用料等の受領)

第90条 条例第211条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(身体的拘束等の適正化)

第90条の2 条例第212条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(令3規則36の2・一部改正)

(運営規程)

第91条 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

- (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (令3規則36の2・一部改正)

(記録の整備)

第92条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第214条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 条例第218条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第218条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第218条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(準用)

第93条 第16条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第52条の3」とあるのは「第218条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第94条 条例第220条に規定する規則で定める指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むこと

ができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。
- (8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

2 前項（第8号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る従業者の基準）

第95条 条例第228条第2項に規定する規則で定める指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が当該指定介護予防特定施設ごとに置くべき外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(居宅条例第239条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(居宅条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1人以上の指定介護予防特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画(同項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに相当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事するこ

とができるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る設備の基準)

第96条 条例第230条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第230条第4項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次の基準を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る運営規程)

第97条 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地

- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

第98条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第233条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第235条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第235条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第235条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 条例第235条において準用する条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第235条において準用する条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第235条において準用する条例第214条第3項に規定する結果等の記録

(準用)

第99条 第16条の2、第90条及び第94条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第235条において準用する条例第52条の3」と、第90条中「第211条第3項」とあるのは「第235条において準用する条例第211条第3項」と、第94条第1項中「第220条」とあるのは「第237条において準用する条例第220条」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員の基準)

第100条 条例第239条第2項に規定する規則で定める指定介護予防福祉用具貸与事業者が当該指定

介護予防福祉用具貸与事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数の基準は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者(居宅条例第250条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 居宅条例第250条
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者(居宅条例第267条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 居宅条例第267条
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 条例第256条
(設備の基準)

第101条 条例第241条第2項に規定する規則で定める設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
(利用料等の受領)

第102条 条例第242条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要した交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(運営規程)

第103条 条例第243条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

第103条の2 条例第246条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3規則36の2・追加)

(記録の整備)

第104条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第249条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第246条第4項に規定する結果等の記録
- (3) 条例第249条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第249条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第249条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (6) 条例第252条に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第105条 第15条の2及び第16条の2の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるの

は「第249条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第249条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第249条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第249条において準用する条例第52条の3」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第106条 条例第251条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、条例第252条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(基準該当介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の基準)

第107条 条例第253条第2項に規定する規則で定める基準該当介護予防福祉用具貸与の事業者が当該基準該当介護予防福祉用具貸与事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数の基準は、常勤換算方法で2以上とする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（居宅条例第264条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第108条 第15条の2、第16条の2、第101条から第104条まで及び第106条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第254条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第254条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第254条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第254条において準用する条例第52条の3」と、第101条中「第241条第2項」とあるのは「第254条において準用する条例第241条第2項」と、第102条中「第242条第3項」とあるのは「第254条において準用する条例第242条第3項」と、第103条中「第243条」とあるのは「第254条において準用する条例第243条」と、第104条中「第248条第2項」とあるのは「第254条において準用する条例第248条第2項」と、同条第1号及び第3号から第5号までの規定中「第249条」とあるのは「第254条」と、同条第2号中「第246条第4項」とあるのは「第254条において準用する条例第246条第4項」と、同条第6号中「第252条」とあるのは「第254条において準用する条例第252条」と、第106条中「第251条」とあるのは「第254条において準用する条例第251条」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

（福祉用具専門相談員の基準）

第109条 条例第256条第2項に規定する規則で定める指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数の基準は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（1） 指定福祉用具貸与事業者 居宅条例第250条

- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 居宅条例第267条
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 条例第239条
(販売費用の額等の受領)

第110条 条例第260条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合に要した交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第111条 条例第261条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定介護予防福祉用具のパフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要
(記録の整備)

第112条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第263条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第263条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第263条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (5) 条例第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画
(準用)

第113条 第15条の2、第16条の2及び第103条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第51条の2第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第263条において準用する条例第51条の2第2項の規定により条例第263条において準用する条例第51条の2第1項」と、同条第2項中「第51条の2第2項」とあるのは「第263条において準用する条例第51条の2第2項」と、第16条の2中「第52条の3」とあるのは「第263条において準用する条例第52条の3」と、第103条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する条例第243条」と読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第114条 条例第265条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、条例第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (5) 指定特定介護予防福祉用具販売が介護予防サービス計画に位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

第14章 雑則

(委任)

第115条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 居宅条例附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第56条第1項第1号ア及びイ、第2号ア並びに条例第133条第7項の規定は、適用しない。
- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15

年厚生労働省令第28号) 附則第3条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第64条第1号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第37号) 附則第2項の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるときは、第71条第1号ア及びイ並びに第2号アの規定は、適用しない。

5 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。) 附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定

で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

- 8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 9 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。
 - (1) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
 - (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 12 居宅条例附則第9項の規定の適用を受けているものについては、条例第206条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- 13 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第88条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第95条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。
- 14 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する指定特定施設（居宅条例第218条第1項に規定する特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第89条第2項第1号ア

及び第96条第2項第1号アの規定は、適用しない。

15 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する養護老人ホーム（同日以前の日から引き続き建築中のものを含む。）については、第96条第2項第1号アの規定は、適用しない。

16 第88条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とすること。

17 第95条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則（平成27年3月31日規則第21号の4）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に

限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年長崎県規則第21号の3)の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「旧居宅規則」という。)第3条第2項及び第5項並びに第11条第3項の規定

(2) この規則による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(以下「旧予防規則」という。)第3条から第14条までの規定

3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防規則第3条第2項及び第5項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧予防規則第3条第2項の規定中「指定訪問介護事業者(長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第63号。以下「居宅条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長崎県条例第13号)の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第15条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」と、「指定訪問介護(居宅条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護」とあるのは「指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業の」と、旧予防規則第3条第5項の規定中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」と

あるのは「当該第1号訪問事業」と、「居宅条例第6条に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

4 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第13号。以下「改正予防条例」という。）附則第3項後段に規定する規則で定める第1号訪問事業は、前項後段の規定により準用される旧予防規則第3条第2項に規定する第1号訪問事業とする。

5 第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防規則第12条第3項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧予防規則第12条第3項の規定中「基準該当訪問介護（居宅条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「前2項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

6 改正予防条例附則第4項後段に規定する規則で定める第1号訪問事業は、前項後段の規定により準用される旧予防規則第12条第3項に規定する第1号訪問事業とする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

7 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

（1）旧居宅規則第37条第1項及び第8項並びに第50条第1項第3号及び第7項の規定

（2）旧予防規則第4条（第42条及び第47条において準用する場合に限る。）、第6条（第42条及び第47条において準用する場合に限る。）、第37条から第47条まで及び第70条第4項の規定

8 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防規則第37条第1項第3号及び第8項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める

ものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧予防規則第37条第1項第3号の規定中「指定通所介護事業者(居宅条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長崎県条例第13号)の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第97条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」と、「指定通所介護(居宅条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業」とあるのは「当該第1号通所事業」と、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」とあるのは「指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業」と、旧予防規則第37条第8項の規定中「指定通所介護事業者」とあるのは「第37条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第1号通所事業」と、「居宅条例第100条に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。

9 改正予防条例附則第6項後段に規定する規則で定める第1号通所事業は、前項後段の規定により準用される旧予防規則第37条第1項第3号に規定する第1号通所事業とする。

10 第7項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防規則第45条第1項第3号及び第7項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧予防規則第45条第1項第3号の規定中「基準該当通所介護(居宅条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業」とあるのは「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)」と、「基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業」と、旧予防規則第45条第7項の規定中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」と、「居宅条例第132条に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。

11 改正予防条例附則第7項後段に規定する規則で定める第1号通所事業は、前項後段の規定によ

り準用される旧予防規則第45条第1項第3号に規定する第1号通所事業とする。

12 第2項第2号の規定によりなおその効力を有することとされる旧予防規則第3条の規定の適用については、同条第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、同項の介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50以上又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

13 前項の場合における第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項及び第5項」とあるのは「第3条第2項及び第6項」と、「第3条第5項」とあるのは「第3条第6項」と読み替える。

附 則（平成30年3月30日規則第22号の4）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第106条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長崎県条例第23号）による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この規則による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第32条第1項及び第36条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月26日規則第36号の2）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第9条（新居宅サービス等基準条例施行規則第10条の3及び第13条において準用する場合を含む。）、第17条（新居宅サービス等基準条例施行規則第21条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第40条（新居宅サービス等基準条例施行規則第44条及び第52条において準用する場合を含む。）、第55条、第61条（新居宅サービス等基準条例施行規則第70条の3及び第73条において準用する場合を含む。）、第67条、第78条、第84条、第91条、第96条及び第103条（新居宅サービス等基準条例施行規則第107条及び第113条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第17条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、第24条、第28条、第33条、第49条、第58条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第72条において準用する場合を含む。）、第66条、第76条、第84条、第91条、第97条及び第103条（新介護予防サービス等基準条例施行規則第108条及び第113条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条、第4条の規定による改正後の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）第11条及び第18条、第5条の規定による改正後の長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条、第6条の規定による改正後の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。）第14条及び第23条、第7条の規定による改正後の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第4条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第18条において準用する場合を含む。）及び第11条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。）第3条（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規

則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）第13条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア及び第19条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア（イ）、新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア（イ）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号ア（イ）、第19条第1項第1号ア（イ）及び第20条第1項第1号ア（イ）並びに新特別養護老人ホーム基準条例施行規則12条第3項第1号ア（イ）及び第19条第3項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例施行規則第65条第3項第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新居宅サービス等基準条例施行規則第58条第3号
	第19条	第68条
新介護予防サービス等基準条例施行規則第64条第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新介護予防サービス等基準条例施行規則第54条第1項第3号
	第19条	第67条
新介護療養型医療施設基準条例施行規則第18条第1項第1号	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設	新介護療養型医療施設基準条例施行規則

ア（イ）、第19条第1項第1号ア（イ）及び第20条第1項第1号ア（イ）	基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	第3条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条並びに附則第10条第2号及び第3号
	第19条	第24条
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第12条第3項第1号ア（イ）及び第19条第3項第1号ア（イ）	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第3条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第7条第1項第4号ア
	第19条	第14条（第20条において準用する場合を含む。）

5 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第65条第3項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第64条第1項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第4条の規定による改正前の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第15条第1項第1号ア（ウ）、第6条の規定による改正前の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条第1項第1号ア（ウ）、第19条第1項第1号ア（ウ）及び第20条第1項第1号ア（ウ）並びに第7条の規定による改正前の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第12条第3項第1号ア（エ）及び第19条第3項第1号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。